令和８年 10 月

県土整備部建築住宅課発注の公共建築工事における
建築工事・電気設備工事・機械設備工事単価の改定に伴う特例措置について

１ 特例措置の内容

新単価の適用に伴い「２ 対象工事」に定める工事の受注者は、「３ 請負代金の変更」に規定する計算式により算出した変更後の請負代金額への変更協議を、佐賀県建設工事請負契約約款第６３条の規定に基づき請求することができるものとする。

２ 対象工事

令和８年 10 月 30 日以降に開札を行う工事で、令和８年７月 30 日以前に適用した「建築工事・電気設備工事・機械設備工事単価」により予定価格を積算しているもの。

３ 請負代金の変更

変更後の請負代金額については、次の計算式により算出する。

・変更後の請負代金 ＝ $P_{新}$ × k

この式において、$P_{新}$ 及びｋは、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{新}$ ：令和８年 10 月 30 日に適用した「建築工事・電気設備工事・機械設備工事単価」により積算された予定価格
※見積等で決定された単価の見直しは行わない

ｋ ：当初契約の落札率

４ 協議請求の期限

契約を行った日の翌日から 14 日以内（土日及び祝祭日を除く）に請負代金額の変更を請求することができる。

なお、この期限内に請求を行わなかった場合は、請求する権利を放棄したものとみなす。

５ 協議請求の方法

打合せ簿により、「特例措置の内容」に基づく請負代金額の変更協議を行う。

※打合せ簿による協議を行う日（打合せ簿の日付）は、協議請求の期限内とする。